

# 第11次会津若松市交通安全計画の概要

## 1 計画の目的

交通事故のない、だれもが安全で安心して暮らせる社会を実現するため、交通安全対策全般にわたる総合的な施策の大綱を定め、これに基づく諸施策を強力に推進するものです。

## 2 計画の期間

令和3年度から7年度までの5年間

## 3 計画の基本理念

- 1 交通事故のない社会を目指して
- 2 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築(新規)
- 3 市民参加の推進
- 4 関係機関・団体相互の連携・協力の推進
- 5 効果的・効率的な対策の推進

## 4 会津若松市の交通事故発生状況(過去5年間)

	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2
事故件数(件)	345	319	254	202	202
傷者数(人)	415	371	299	219	236
死者数(人)	4	5	2	6	1

## 5 会津若松市の交通事故の特徴

- ・発生件数の減少率は、5か年平均で県を上回っています。
- ・死者数に占める高齢者の割合は、5か年平均で50%を超えています。
- ・年代別に見た場合、傷者数に占める高齢者と子どもの割合は、5か年平均で県の割合を上回っています。
- ・状態別に見た場合、傷者数に占める歩行中と自転車乗車中の割合は、5か年平均で県の割合を上回っています。

## 6 第10次交通安全計画(平成28年度から令和2年度)の総括

- ・第10次計画では、交通事故死者数について、平成28年と平成30年、令和2年の3か年で目標を達成し、発生件数については、全ての年で目標を達成しました。
- ・警察による交通指導の取締り強化や車両の安全性能向上及び道路環境の整備等のほか、高齢者や自転車利用者等を対象とした交通安全対策や各季の交通安全運動期間を中心とした啓発活動等の継続的な取組などが交通事故の減少に繋がったものと考えております。
- ・前述のとおり、交通事故の発生件数は減少していますが、高齢者や子どもの傷者数及び歩行中と自転車乗車中の傷者数の全体に占める割合は、県と比較して高いことから引続き対策を講じる必要があります。

## 7 計画の目標

- ①年間の24時間交通事故死者数を、毎年2人以下とする。
- ②年間の交通事故発生件数を、令和7年までに150件以下とする。

## 8 推進体制

本市の交通安全計画に掲げる目標の実現に向け、本計画の関連事業の関係部局による関係課長会議及び市内交通関係団体・機関等で構成される「会津若松市交通対策協議会」に意見を求め、評価・検証を行い、PDCAサイクルの手法により進行管理を行います。

## 9 対策の視点

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 子どもの交通事故防止
- 3 歩行者の安全確保（新規）
- 4 自転車の安全利用の促進
- 5 交通安全意識の向上

## 10 講じようとする施策

### 【対策の柱】

- 1 交通安全思想の普及徹底
- 2 道路交通環境の整備
- 3 道路交通秩序の維持
- 4 救助・救急活動の充実
- 5 被害者支援の推進

※対策の体系は別紙参照

## 第11次会津若松市交通安全計画（対策の体系）

対策の柱	中項目	実施内容	頁
1 交通安全思想の普及徹底	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	① 子どもに対する交通安全教育の推進	30
		② 成人等に対する交通安全教育の推進	31
		③ 高齢者に対する交通安全教育の推進(拡充) ※交通安全教室の開催に向けた関係機関との連携	31
		④ 障がい者に対する交通安全教育の推進	31
		⑤ 外国人に対する交通安全教育の推進	32
	2 歩行者の安全確保に向けた交通安全活動の推進	① 運転者に対する交通ルールの周知徹底(新規) ※横断歩道における歩行者優先の徹底	32
		② 歩行者に対する交通ルールの周知徹底(新規) ※手上げなどの意思表示の指導	32
		③ 反射材用品の着用促進	32
	3 自転車の安全利用の推進	① 自転車安全利用教育の推進	32
		② 自転車損害賠償責任保険等への加入促進	33
	4 運転者に対する普及啓発活動の推進	① シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の推進	33
		② 危険運転根絶に向けた広報啓発活動の推進	33
		③ 前照灯の早期点灯の促進	34
		④ 高齢運転者の事故防止に向けた広報啓発の推進(拡充) ※高齢運転者を対象とする運転技能検査制度への対応	34
		⑤ 子どもの事故防止に向けた広報啓発の推進	34
		⑥ 二輪車運転者の被害軽減対策の推進	34
		⑦ 乗用型トラクターの事故防止の推進(新規) ※灯火器等の設置やシートベルト着用の周知	34
		⑧ 先端技術の活用促進と適切な情報提供(新規) ※安全運転サポート車に関する情報提供	34
	5 交通安全活動の推進		35
	2 道路交通環境の整備	1 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	① 生活道路における交通安全対策の推進
② 通学路等における交通安全の確保			36
③ すべての人が安心して通行できる歩行空間の整備			37
2 自転車利用環境の総合的整備		① 安全で快適な自転車利用環境の整備	37
		② 放置自転車対策の推進	37
3 交通事故再発防止対策の推進		① 事故多発地点等における交通安全対策の推進	37
		② 重大事故の再発防止	37
4 交通安全施設等の整備事業の推進			37
5 交通安全に配慮した道路交通環境の整備		① 適切に機能分担された道路ネットワークの整備	38
		② 道路の使用及び占用の適正化	38
		③ 道路法に基づく通行の禁止又は制限	38
		④ 冬期における交通安全の確保	38
6 公共交通マネジメントの推進			39
3 道路交通秩序の維持		1 交通指導取締りの推進	① 交通事故抑止に向けた指導取締りの推進
	② モデル横断歩道における交通指導取締りの推進(新規) ※交通指導取締りの要請及び啓発活動の実施		40
	2 自転車利用者に対する交通指導の推進	① 自転車利用者に対する街頭指導の推進	40
		② 自転車運転者講習制度の推進	40
4 救助・救急活動の充実	1 救助・救急体制の整備		41
	2 応急手当の知識普及		41
5 被害者支援の推進	1 交通事故被害者支援の充実	① 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	42
		② 福島県市民交通災害共済事業の推進	42